

場所 役場101会議室

問 役場住民税係

申告会場（役場101会議室）
入口の番号札を取って、場内で
待機してください。

申告に必要な主な書類

- ① 令和7年中の収入が分かる書類
- ▽給与所得の源泉徴収票
- ▽公的年金などの源泉徴収票
- ▽報酬・謝礼などの支払調書

- ▽個人事業・農業・不動産業などの収支内訳書
- ▽個人年金や生命保険満期金などの支払明細
- ② 所得控除額の分かる書類
- ▽国民年金保険料控除証明書
- ▽任意継続の健康保険、建設国保などの保険料領収書
- ▽地震保険料・生命保険料の控

- 除証明書
- ▽障害者手帳、療育手帳（本人・扶養親族）
- ▽寄付金控除用領収証
- ▽医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書
- ※医療保険者などが発行する医療費通知を添付することで、通知書記載分は明細書の記入を省略できます。
- ③ その他
- ▽マイナンバーカード、通知カード
- ※通知カードの場合は、免許証などの本人確認書類も必要です。
- ▽本人名義の通帳の口座番号

無収入などの簡易申告

次の条件に該当する人は、役場住民税係窓口またはホームページで取得できる簡易申告書に必要事項を記入し役場住民税係に提出するだけで、申告を済ませることが出来ます。



簡易申告の対象者の例

- ▽無収入の人
- ▽遺族年金や障害年金などの非課税収入のみの人

税理士無料申告相談・消費税申告

とき 3月4日（金）13日（金）9時～正午・13時～16時
 持ってくるもの 令和7年中（初め）の申告する場合は登録日（12月）の収支が分かる書類
 ところ 役場101会議室
 問 若松税務署
 ☎ 761-2536



時間 9時～16時

※8時30分から役場101会議室で番号札を配布します。
8時30分前の来場は控えてください。

日程・地区割

2/26（金）	梅ノ木団地 吉田団地	公的年金のみ
2/27（土）	杣 古賀 樋口 樋口東	
3/2（月）	杣 中央 鯉口 頃末南 吉田東 吉田団地	公的年金以外
3/3（火）		
3/4（水）	高松 伊左座 下二東 下二西 樋口 樋口東	
3/5（木）		

▶消費税申告期間
3/4（火）～3/13（金）

3/6（土）	頃末北 立屋敷 吉田西 吉田南 おかの台	公的年金以外
3/9（月）		
3/10（火）	二東 二西 高尾 美吉野 猪熊1～6丁目	
3/11（水）		
3/12（木）	宮尾台 緑ヶ丘 古賀 梅ノ木団地 猪熊7～9丁目	
3/13（金）		

スマホやパソコンなどで申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅からスマホやパソコンで確定申告書が作れます。電子申告（e-Tax）では、作成した申告書などを24時間いつでも提出できます。また、作成した申告書を印刷して、必要書類を添付し、税務署に郵送・持参して提出することも可能です。
 問 若松税務署 ☎ 761-2536



注意 役場ではできない税の申告

次の申告は役場の会場では行えません。若松税務署などで申告を行ってください。
 ▷住宅借入金等特別控除の還付申告（1年目）
 ▷土地建物の譲渡所得の申告
 ▷株式などの配当・譲渡所得の申告

【若松税務署での申告方法】

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。LINEアプリを使用すれば、希望日の14日前から事前発行ができます。

整理券は会場配布もしますが、状況に応じてすぐに案内できなったり後日の案内になったりすることがありますので、可能な限りLINEアプリの利用をお願いします。また、駐車場に限りがあるため、公共交通機関を利用してください。

とき 3/16（月）までの9時～16時
 ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

問 若松税務署 ☎ 761-2536



▲LINE